

練馬区 建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料一覧

建築物省エネ法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥16,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥27,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥80,400
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥128,000
	10,000㎡	¥161,000
	2 1以外の非住宅部分の場合	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥110,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥145,700
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥235,700
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥309,000
	10,000㎡	¥371,000
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥284,400
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥367,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥523,700
5,000㎡以上10,000㎡未満	¥646,000	
10,000㎡	¥763,000	

建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥11,800
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥19,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥56,400
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥90,000
	10,000㎡	¥113,000
	2 1以外の非住宅部分の場合	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥77,600
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥102,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥165,100
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥216,000
	10,000㎡	¥260,000
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥199,200
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥257,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥366,700
5,000㎡以上10,000㎡未満	¥453,000	
10,000㎡	¥535,000	

建築物省エネ法第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合判定	1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥11,800
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥19,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥56,400
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥90,000
	10,000㎡	¥113,000
	2 1以外の非住宅部分の場合	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥77,600
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥102,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥165,100
	5,000㎡以上10,000㎡未満	¥216,000
	10,000㎡	¥260,000
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計	金額
	300㎡以上1,000㎡未満	¥199,200
	1,000㎡以上2,000㎡未満	¥257,100
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥366,700
5,000㎡以上10,000㎡未満	¥453,000	
10,000㎡	¥535,000	

工場等：工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

・各申請の手数料の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には非住宅部分として扱う。

・内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である物に該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。

・非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の手数料の額は非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

・特定建築行為に該当する増築または改築を行う場合の手数料の額は当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。